

公募型プロポーザル 企画提案図書作成における特記要件

1. 企画提案図書作成の留意点

以下の内容を踏まえて、企画提案図書の作成を行うこと。

(1) 実施方針に関すること

ア 事業の理解度

本事業の設計及び施工を行うに当たり、檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル募集要項にある事業目的、内容、条件に対する考え方を示すこと。

イ 事業の実効性

檜葉町 水稻育苗センター 整備事業 建設工事 公募型プロポーザル仕様書「3 事業内容 (3)」にある各施設及び附帯設備（以下「各施設等」という。）の実施設設計及び施工や工程について、実効性の高い企画提案をすることとし、必要となる労力や資材については、決定した予算の範囲内で確保すること。

(2) 地域貢献に関すること

本事業における地元産業の活用

- ① 各施設等の施工に当たり、1 (1) イの内容を踏まえて、労力や資材の確保及び調達における檜葉町事業者の活用を提案すること。
- ② 事業完了後の各施設等における修繕等の需要に対し、檜葉町内の事業者が対応することができる仕組みを提案すること。

(3) 施設に関すること

ア 事業用地に関すること

- ① 事業用地の概要については以下のとおり。（土地利用計画図を参照）

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1) 都市計画区域 | 都市計画区域内 非線引き都市計画区域 |
| 2) 有効敷地面積 | 6,500 m ² |
| 3) 進入路設置可能道路 | 町道 戸崎・小埦作線 |
| 4) 事業用地周囲 | フェンス設置予定
(別途檜葉町造成側工事で設置予定) |
| 5) 排水路 | 土地利用計画図のとおり |
| 6) 防火水槽 | 有(造成工事で設置予定) |
| 7) 緑地帯 | 無 |
| 8) 調整池 | 無 |

- ② 事業用地内の進入路及び出口については、土地利用計画図にある進入路の規格を参考とし、設置可能範囲に設置すること。

イ 事業用地内の建築物等に関すること

- ① 本事業用地内に整備する各施設等は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号の政令で定める建築物に該当するものとする。
なお、政令とは都市計画法施行令第 20 条に掲げる各号を指し、以下のとおり。

○都市計画法施行令(昭和 44 年 6 月 13 日政令第 158 号)

第 20 条 法律第 29 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 1 号の政令で定める建築物は次に掲げるものとする。

- 一 畜舎、蚕室、温室、育種苗施設、家畜人工授精施設、孵卵育雛施設、搾乳施設、集乳施設その他これらに類する農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する建築物。
- 二 堆肥舎、サイロ、種苗貯蔵施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業、林業又は漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する建築物。
- 三 家畜診療の用に供する建築物。
- 四 用排水機、取水施設等農用地の保全若しくは利用上必要な施設の管理の用に供する建築物又は索道の用に供する建築物。
- 五 前各号に掲げるもののほか、建築面積が 90 平方メートル以内の建築物。

② 各施設等は、建築基準法をはじめとした関連法令に基づき設計・施工を行うこと。

③ 各施設等において、機械・設備に関する新技術の導入、設置・運営の更なる合理化、食料・農業・農村基本計画の基本的な方針に即した設置・運営が図られるよう平成 5 年 10 月 26 日付け 5 農蚕第 6 5 1 7 号農蚕園芸局長通知（改正平成 17 年 5 月 25 日 17 生産第 9 6 5 号）「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営にあたっての留意事項について」を遵守した設計・構造とすること。

④ 建築基準法に基づき、建築物の建築等に関する申請及び確認が必要となる建築物を建設する場合は、次の要件を考慮すること。

- ・用途地域区分 : なし
- ・都市計画地域区分 : 都市計画区域内
- ・災害危険区域 : なし
- ・防火地域区分 : 指定なし（建築基準法第 22 条地域）
- ・建蔽率 : 60%
- ・容積率 : 200%

ウ 事業用地内での水の取扱いに関すること

- ① 事業用地内で使用する水は、飲料用は事業用地内にある上水道を利用し、苗の散水や育苗作業時に使用する水はランニングコストを考慮し地下水を利用する（本事業で井戸工事を行うこと。また必要な水量・水質等を十分に確保すること）。
- ② 各施設等から発生した排水は、周辺環境に配慮した方法を検討するとともに、関係法令等に従い処理すること。

エ 各施設等の構成・構造等に関すること

事業用地の気候や周辺環境に配慮した各施設等(構成、構造、設備、規模、配置等)の提案をすること。

オ 施設及び設備に関すること。

- ① 設備前提条件等は、関係図書の貸し出しの対象資料の基本計画書のとおりとする。
- ② 設備の管理について、効率かつ合理的な運用が可能となる設置をすること。
- ③ 設備に関して、清掃及びメンテナンスが容易な対策がなされるよう対策を講じること。
- ④ 視察や見学受入を可能とする設備や通路等を配置し、施設のイメージアップやPRに繋がるような対策を講じること。

(4) 技術提案に関すること

ア 技術指導について

- ① 作業技術の指導体制とその指導方法を提案すること。
- ② 研修や指導者の派遣等を含めた長期的な指導計画を提案すること。

イ 経費削減策について

- ① 作業労力削減策について具体的な方法とその効果を提案すること。
- ② 施設内で使用するエネルギーの削減策について、具体的な方法とその効果を提案すること。
- ③ 別途、災害時施設活用として、本設備等の臨時稼働を賄える太陽光発電や蓄電システム等の概算金額を含め具体的に提案すること。

ウ 保証内容等について

- ① 施設に係る保証の条件、範囲、期間、内容等について優位性を提案すること。
- ② 施設稼働後の年間保守点検や故障時のアフターサービスの頻度や期間等について、概算金額を含め具体的に提案すること。
- ③ 施設の各設備・構築物・建築物毎の更新ライフサイクルについて、概算金額を含め具体的に提案すること。